

保 全 異 議 申 立 書

平成28年7月14日

横浜地方裁判所第3民事部 御中

債 務 者 示 現 舎 合 同 会 社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

- 1 債権者と債務者間の横浜地方裁判所平成28年(㉟)第154号仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成28年3月28日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者の上記仮処分命令の申立てを却下する。
- 3 申立費用は債権者の負担とする。  
との裁判を求める。

申立の理由

第1 仮処分決定の対象の物件が存在しないこと

仮処分決定別紙書籍目録記載の著作物は存在しない(御庁にとって職務上顕著な事実)。従って被保全権利も保全の必要性は存在し得ない。

以下は、債務者の予備的主張である。

第2 被保全権利の不存在

- 1 人格権に基づく差止請求権の不存在について

- (1) 債権者は仮処分決定別紙書籍目録記載の著作物が債権者のプライバシー権を侵害すると主張する。

債務者は別紙書籍目録記載の著作物として、昭和11年(1936年)に財団法人中央融和事業協会が「融和事業の積極的計画化」のための基礎資料として作成した「全国部落調査」を復刻しようとしたものである。

本書の内容は当時の「部落」の地名、世帯数、人口、生活程度、職業を列挙したものであって、債権者のプライバシーとは何ら関係がない。「特定人がどこの被差別部落出身として表示されていることが容易に判明する」ということは、債権者の独自の主張に過ぎない。

当事者目録記載の債権者の情報からは、債権者と「全国部落調査」との関係は一切読み取ることはできない。

何ををもって「被差別部落」と言えるのか、「被差別部落出身」と言えるのか、法律上も社会的にも歴史的にも明確な定義は存在しない。

「全国部落調査」には「被差別部落」とは一言も書かれておらず、掲載された「部落」がどのような基準で選ばれたのか明確ではないし、本書の作成から80年以上も経過した現在では当時と状況が大きく変わっていることも容易に想像ができる。

- (2) 債権者は仮処分決定別紙書籍目録記載の著作物が債権者の名誉権を侵害すると主張する。

しかし、全国部落調査にはそもそも債権者に関する情報は掲載されていないのだから、債権者の名誉権とは無関係である。

また、「各個人債権者が被差別部落出身者であることを摘示したもの

となっている」ということは、債権者の独自の主張に過ぎない。前述のとおり、「全国部落調査」は被差別部落出身者を特定するものではないし、債権者とは何の関係もない。

被差別部落出身者であることを摘示することが名誉権の侵害であるというのであれば、債権者の主張こそが名誉権の侵害である。

例えば、Aさんが「首相はバカである」と言い、Bさんが「首相は安倍晋三だ」と言った場合、安倍晋三を侮辱したのはあきらかにAさんであろう。

これに当てはめれば、債権者は「全国部落調査は被差別部落出身者であることを摘示したものだ」と言う一方で、債務者は「全国部落調査の内容はこれですよ」と示しただけに過ぎない。

また、債権者は「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という差別的評価が一般に流布しているという趣旨の事を述べているが、当の債権者自身がそう思い込んでいるに過ぎない事柄を、あたかも社会全般のことであるかのように述べているだけである。債権者自身が宇都宮地裁栃木支部昭和33年2月28日判決を持ちだして、精神病者と部落を同一視する差別的な言説を述べていることが、何よりの証左である。

- (3) 債権者は仮処分決定別紙書籍目録記載の著作物が債権者の差別されない権利を侵害すると主張する。

その主張の前提として債権者は、債権者が「被差別部落出身者」であり、債権者解放同盟が「構成員である「被差別部落民」の権利行使のために活用する団体」であることを述べている。

しかし、被差別部落出身者という法律上の身分は存在せず、また何を

もって被差別部落と言えるのか、被差別部落出身者と言えるのか、社会的にも歴史的にも定義が存在していないため、債権者が「被差別部落出身者」であるとの主張は単なる自称か、債権者の思い込みに過ぎない。

また、憲法14条第1項の法の下での平等を主張するのであれば、裁判という法律による判断を行う場で自らが「被差別部落出身者」であると主張することは、なおのこと許されないことである。平等であるならば、「被差別部落出身者」であると主張する理由がない。

「差別されない権利」があるとすれば、それは全ての国民に等しくあるものであって、誰が「被差別部落出身者」であるかといった主張を前提としなければならないような性質のものではない。

なお、債権者の主張が認められるのであれば、債務者も被差別部落出身者であると予備的に主張する。

そもそも、全ての人が自分の出自について興味がある訳ではないし、自分の出自について知らない人、知ることが出来ない人も多いのに、債権者たまたま知っていたからと言って、それをことさら主張することで、何らかの権利が得られることこそ不公平である。

## 2 業務を円滑に行う権利に基づく差止請求権について

- (1) 債権者は仮処分決定別紙書籍目録記載の著作物が債権者部落解放同盟の業務を円滑に行う権利を侵害すると主張する。

しかし、「全国部落調査」と債権者部落解放同盟は全く無関係であり、債権者部落解放同盟の「業務」と称されるものは、任意的な政治的活動に過ぎない。

また、平成元年8月4日に出された法務省見解(乙1)は、「特定運動団体が同和関係者全体を代表しているものとも考えられない」としている。

### 第3 保全の必要性の不存在

オリジナルの「全国部落調査」は米国の電子図書館「インターネット・アーカイブ」に所蔵される(乙2)など、本件仮処分や債務者の意思とは無関係にさらなる拡散を続けている。

また、インターネット上で流通しているデータを使って、オンデマンド印刷業者により誰でも安価に、自分用の「全国部落調査」を製本可能である(乙3)。

従って、仮処分命令申立書別紙ウェブサイト目録1については、保全命令が意味をなしておらず、保全命令により守られる債権者の利益は存在しない。

### 第4 本件仮処分の憲法違反

#### 1 憲法第14条第1項の違反

本件仮処分命令は債権者と債務者は法律上対等な立場であるにも関わらず、債権者が「被差別部落出身者」であるという、憲法第14条第1項の下であってはならない身分の存在を前提に行われたものであって、重大な差別である。

#### 2 憲法第21条第1項、第2項の違反

本件仮処分命令は形式的には人格権等に基づく差止め請求権による仮処分命令という体裁をとっているが、実質的には公権力による検閲である。

債権者が「被差別部落出身者」であろうとなかろうと、債権者と債務者はそれ

ぞれ対等な一国民の立場であって、その上で「全国部落調査」が公開されるべきかという抽象的な問題に裁判所が介入したというのが本件の本質である。

いわゆる「北方ジャーナル事件」(民集 40 卷 4 号 872 頁)でさえ、刑法に定められた名誉権を根拠とし、また対象となる出版物と記述を特定して出版差止め仮処分が行われたものであるが、それに対して本件は法律上の根拠がなく、出版物自体も存在しておらず、具体的な内容ではなく実質的には「全国部落調査」の復刻という行為自体を禁止するものである

全国部落調査が作成された昭和11年は奇しくも2. 26事件が勃発した年であり、国民の表現の自由が制限され、我が国が戦争へと邁進するきっかけとなった年である。そのような時期に作成された文書が今になって事実上の発禁扱いとなることは、現在の表現の自由が当時のレベル以下になっているということである。

従って、債務者は憲法第12条が定める「不断の努力」により、国民の権利を守るために抵抗せざるを得ない。

### 3 憲法第23条の違反

本件仮処分命令は学術資料として使われてきた文書の利用を制限するものであって、明らかに学問の自由の侵害である。

皇室の起源、賤民の起源については、日本の歴史の中でも最大のミステリーであることは公知の事実であって、日本人の起源は何なのかという学問上の問題の核心とも言えるものである。それを知りたいと思う、国民の学術的興味を権力が抑圧することはできない。

今まさに、国民に対して無知無学を強要することで問題を解決しようとする姑息な愚民政策を続けるのか、部落とは何なのかということについての探究と自

由な議論により解決を目指すのか、二者択一を迫られているのである。そして、後者の方が基本的人権の尊重と民主主義に適った方法であることは言うまでもないことである。

従って、債務者は憲法第12条が定める「不断の努力」により、国民の権利を守るために抵抗せざるを得ない。

以上

#### 疎明資料

- 乙1 「確認・糾弾」についての法務省見解
- 乙2 インターネット・アーカイブ
- 乙3 オンデマンド印刷